

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
その翌日)

◇告

示

目次

- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 〃
- 〃
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 〃
- 〃
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇公 告
- 昭和四十七年度鳥取県職員採用初級試験の実施
- ◇正 誤
- 昭和四十七年六月鳥取県告示第四百号中訂正

告 示

鳥取県告示五百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取紡績(株)診療所	鳥取市立川町五丁目 二〇	昭和四十七年八月一日
田 中 病 院	本町四丁目 二二〇	〃
社会福祉法人恩賜財団 済生会 米子診療所	米子市錦町一丁目八	〃
鳥取大学医学部 附属病院	西町三六の一	〃
倉吉市国民健康保険 上北条診療所	倉吉市井手畑 一三五の六	〃
福 島 医 院	境港市中町九三	〃
藤 田 〃	岩美郡岩美町浦富竹下 一、〇三〇の二二	〃
赤碓町国民健康保険 以西診療所	東伯郡赤碓町宮木 三一六	〃
三朝町 旭	三朝町本泉 三八一	〃
関金町	関金町堀 一、七五五	〃
北条町	北条町弓原 四〇六	〃

中島	吉田	加藤	田中	中尾	伊藤	君野	君野	都橋	清水	浜田	今井	横川	井田	桑名	白川
東伯郡三朝町三朝	青谷町青谷 三、九三五	鹿野町鹿野 九六三	気高郡気高町勝見 六七三の四	若桜町若桜 二七七	智頭町智頭	若桜町若桜 一、二一四	八東町才代 二八四	八頭郡智頭町智頭 一、六五六	岩美郡岩美町浦富 一、〇三五の二	外江町 二、八六四	佐斐神町 一、一〇八	上道町 一、八〇〇	境港市佐斐神町 一、一〇四	倉吉市宮川町 一七七の七八	河階六一九
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一日

加藤	藤川	稲村	江原	船木	片山	下村	矢田貝	野坂	安藤	枝原	増原
関金町大鳥居	三朝町三朝	西伯郡淀江町 七四三の一	大山町末長 藤田方	中山町下市 三二の三二	日野郡日南町上石見 九〇六	溝口町溝口 六九五	日野町黒坂 一、四五〇	溝口町溝口 二二二	日野町黒坂 一、四九六	根雨 六五六	三四三の二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第五百八十四号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
 基づき、宇野山土地改良区の定款の変更を昭和四十七年八月十四日認可し

たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	事務所の所在地
散岐村八日市上井手土地改良区	八頭郡河原町八日市
由良川	東伯郡大栄町穂波
原溜池	原
大井手用水	瀬戸
穂波溜池	穂波
八代井手	倉吉市横田
上小鴨村耳	耳
倉吉市和田	和田
般若	般若
山口	東伯郡関金町関金宿
大元	東伯町丸尾
米子市大井手	米子市八幡

宝ヶ瀬溜池	西伯郡淀江町福頼
溝口町小原	日野郡溝口町溝口
山上村茶屋	日南町笠木
溝口谷川	溝口町溝口
江尾	江府町江尾
神奈川村俣野	日野詰
美用	美用
尾ノ上原	尾上原
末恒村内海川	鳥取市内海
卯垣	卯垣
鳥取市覚寺	覚寺
上段	上段
賀露町	賀露町

鳥取県告示第五百八十六号

昭和四十七年六月二十八日付で日吉津村長から申請のあつた土地改良（日吉津地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十七号

昭和四十七年七月十九日付で関金町長から申請のあつた土地改良(陽西地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二十 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十八号

昭和四十七年七月十日付で八東町長から申請のあつた土地改良(新興寺地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、関金町から倉吉都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年九月二十八日 鳥取県指令受都計第十五百四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字井原及び字五反田の各一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五

株式会社相互信販

取締役社長 岸野高春

公 告

昭和47年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和47年8月22日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務 (A)	約2名	知事の事務部局に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務 (B)	約7名	知事、教育委員会又は県警察の事務部局に勤務し、調査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。
学校事務	約16名	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡及び東伯郡に所在する県立学校、市町村立小・中学校又は養護学校に勤務し、一般事務に従事します。
		米子市、境港市、西伯郡及び日野郡に所在する県立学校、市町村立小・中学校又は養護学校に勤務し、一般事務に従事します。
士 木	約3名	知事の事務部局に勤務し、技術的業務に従事します。

上記のうち、1試験区分の試験だけを受験できます。ただし、「一般

事務(A)又は「一般事務(B)」を受験する者にあつては、第2志望として「学校事務(東・中部地区)」又は「学校事務(西部地区)」を、「学校事務(東・中部地区)」又は「学校事務(西部地区)」を受験する者にあつては第2志望として「一般事務(A)」又は「一般事務(B)(男子に限る。)」をそれぞれ受験することができます。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢	及 び	性 別
一般事務 (A)	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた		
学 校 事 務	者で、男女の別を問いません。		
一般事務 (B)	昭和24年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた		
士	者で、男子に限ります。		

(3) 受験できない者

- 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁と以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

一般事務(A)、一般事務(B)及び学校事務については、教養試験及び作文試験を、土木については、教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度において、また、すべての試験区分について適性検査を次の方法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について、試験を行ないます。

ウ 専門試験 土木職として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式により行ないます。なお、試験問題は、数学、土木応用力学、水理、測量、土質、土木施工、水工及び通路の分野から出題されます。

エ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試験地	試 験 場
昭和47年10月8日(日)	鳥取市	鳥取市東町2丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで	米子市	鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市	米子市錦町1丁目103
		鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和47年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験
第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

昭和47年11月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和47年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえで、任命権者の請求に応じて高点順に提示され、そのうちから採用者

が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額32,100円が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当(配偶者2,200円、子のうち2人まで600円(配偶者を欠く場合、そのうち1人が1,400円)、その他400円)、期末・勤勉手当(1年間に給料月額等の約4.8月分)、通勤手当(最高4,200円)、住居手当(最高3,000円)、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「初級請求」と朱書き、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は、後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和47年9月1日(金)から昭和47年9月30日(土)まで受け付けます。郵便による場合は9月30日(土)までの消印のあるものに限って受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

◇ 参考

昭和46年度鳥取県職員採用初級試験実施状況

試験区分	採用予定人員 名	受験者数 (A) 名	合格者数 (B) 名	競争率 (A/B) 倍
一般事務 (A)	約 2	107	2	53.5
一般事務 (B)	約 8	133	11	12.1
士	木 約 1	19	1	19.0

※ 昭和46年度は、学校事務は実施しておりません。

正 誤

昭和四十七年六月鳥取県告示第四百号(解除予定の保安林にする旨の通知について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 三
段 上
行 二
誤 一四四〇四
正 一四四〇一